

農地

農政

経営

最新情報をお届けします！



解消前

ぎふ

アグリ通信

Vol. 16

H27.8.13発行

耕作放棄地の解消事例（笠松町）

荒廃農地を解消して「農地」を活かそう!! —耕作放棄地再生利用交付金の活用—

耕作放棄地の再生に取り組み、農地の農業上の有効利用と食料自給率の向上を図るため、平成21年度に創設されたのが、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金です。当初5年間の基金として創設されましたが、平成26年度には実施期間の延長が行われ、平成30年度まで活用することが出来ることとなりました。

具体的には、耕作放棄地の再生、土壌改良、作物の作付、基盤整備、用排水施設、農業用機械、農業用施設の整備等を総合的に支援する取り組みで、これまで約5,600万円の交付金を活用し、約34haの農地が再生されました。

1. 再生利用活動に対する助成

- 再生作業（障害物除去等及び土づくり）
 - ・定額支援 5万円／10a
 - ・重機作業を伴う場合等補助率1／2以内
- 土づくり（2年目が必要な場合、2年目のみ）2万5千円／10a
- 営農定着（作物の作付に対する支援）2万5千円／10a
- 経営展開

2. 施設等補完整備に対する助成

- 用排水施設、農業用機械・施設等の整備補助率1／2以内等
- 小規模基盤整備（水路、農道等の改修、区画整理、暗渠排水）
 - ・定額支援 2万5千円／10a
- 農業体験施設の整備（市民農園・教育ファーム）補助率1／2以内

※詳細は下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ

■岐阜県農業会議 農地・経営課（田中・松浦）

電話 058-268-2527

農地中間管理事業の推進状況と今後の対応について

(一社)岐阜県農畜産公社が、農地中間管理機構の指定を受け事業推進をスタートとし1年が経過しました。昨年度は、関係機関・団体の協力を得ながら手探りで事業を進めてきましたが、平成27年3月末までに101経営体に939haの農地を貸付けすることができました。しかしながら、新たな農地集積につながる貸付けや中山間地域での事業活用が少ないことなど、課題も多くでてきております。

新たな農地集積につながる貸付けが少なかった要因としては、制度の浸透不足や長期貸付けに対する不安感などにより出し手からの貸付けの申し出が少なく、また、申し出があっても受け手が利用しやすいまとまった農地でないことから、マッチングが進まなかったことなどがあげられます。

このため、本年度は、制度の浸透を図るための啓発活動の強化とともに、地域に足を運んだ推進活動を展開し、地域の話し合いを通じたまとまった農地の確保とマッチングの推進を図っていきます。

また、中山間地域での事業活用を進めるために、集落営農の組織化・法人化など受け皿となる担い手の育成・発掘や、農地集積の阻害要因となっている畦畔管理の省力化技術の普及、農地整備と一体となった農地集積などを推進していきます。

平成26年度事業活用実績

<農用地の借受・貸付実績(平成27年3月末権利発生分)>

農用地の借受		農用地の貸付					
市町村数	面積 (ha)	市町村数	経営体数	面積 (ha)	新規の農地集積分	特定農作業受委託からの切り替え分	その他
18	939.4	18	101	939.3	65.0	124.9	749.4

<地域区分別農用地の貸付実績>

	平坦地域	中山間地域	計
貸付面積(ha)	824.6	114.7	939.3

<取組事例(本巣市真正地区)>

取組概要

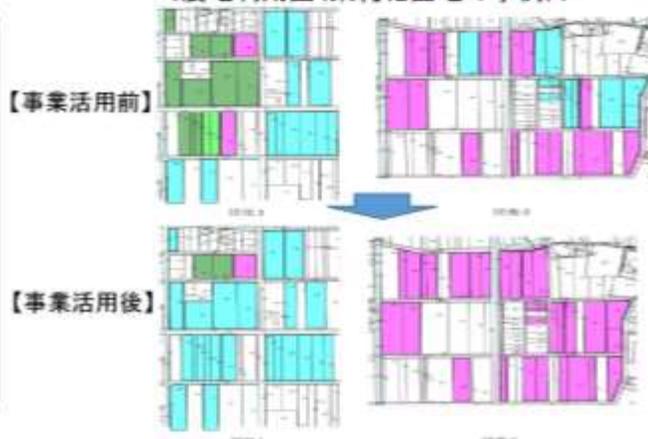
担い手間や地域の話し合いを通じて農地の集積・集約化を推進(圃場分散の解消)

【H26実績】

○担い手への貸付面積 : 141.9ha
 うち 新たな集積面積 : 7.1ha
 集約化(利用権交換)面積 : 10.1ha

○担い手が利用する団地の平均面積
 7ha/団地 → 11ha/団地

<農地利用図(集約化団地の事例)>



平成27年度の主な取り組み

※関係機関・団体と連携し実施

1 推進体制の強化

○機構職員の増員と地域駐在の設置

- ・ 機構職員 7 → 9名 地域駐在設置 0 → 2箇所

○関係機関との連携強化

- ・ 関係機関・団体で組織する推進チームの活動強化



↑機構借受農地畦畔へのカバープランツ(センチピートグラス)の種子吹き付け処理

2 事業推進

【出し手対策】

○啓発活動の強化

- ・ チラシ配布、広報誌・新聞公告掲載、説明会開催など

○地域での話し合い促進

- ・ 人・農地プランの策定・見直し等

○重点推進地域を設定した推進活動の強化

- ・ H26:10地区 → H27:35地区(6月末現在)

【受け手対策】

○担い手育成等の推進

- ・ 集落営農の組織化・法人化
- ・ 新規就農者の育成や地域外担い手の発掘

○受け手への支援

- ・ モデル地域における受け手へのハード・ソフト支援

○中山間地域対策

- ・ 畦畔管理の省力化技術(カバープランツ処理)の普及推進
- ・ 農地整備(区画整理など)と一体となった農地集積の推進

問い合わせ

■岐阜県農畜産公社 農地部(宮田・犬飼)

電話 058-215-6434

「全国農地ナビ」農地情報をネット公表中!!

平成27年4月から、担い手など農地を借りたい農業者に向けた情報発信として「全国農地ナビ」のサイトで農地情報をインターネット公表しています。公表は、市街化区域を除く全ての農地の地番や面積など、以下の基本的な情報が対象です。

- 全国農地ナビ(URLは <http://www.alis-ac.jp/>)からインターネット閲覧ができます。

インターネットでの公表項目

- ① 農地の所在・地番・地目・面積
 - ② 賃借権等の種類・存続期間
 - ③ 耕作者ごとの整理番号
 - ④ 遊休農地の措置の実施状況
 - ⑤ 貸付けに関する所有者の意向
 - ⑥ 農振法・都市計画法等の区域区分
 - ⑦ 農地中間管理機構が借りている農地かどうか
- ※ 公表準備中の項目は「調査中」の表示となります

alis-ac 全国農地ナビ

Agricultural Land Information System Agricultural Committee



ポイントをクリックすると農地情報表示

問い合わせ

■岐阜県農業会議 農地・経営課(田中・松浦)

電話 058-268-2527

農業経営改善スペシャリストに相談しよう!!

農業経営に関することを専門家に相談しませんか？岐阜県農業会議では、8つの分野の18名の専門家「農業経営改善スペシャリスト」を個別相談や研修会等に無料で派遣します！ぜひ、ご活用下さい。

平成27年度「農業経営改善スペシャリスト」

分野	氏名	所属	相談内容
弁理士	前田 勤次	 前田特許事務所	農産物のブランド化 (商標出願) 特許申請
司法書士	久保 和英	 久保司法書士事務所	法人設立登記 不動産登記
行政書士	寺井 英之	 寺井行政書士事務所	後継者への事業承継 生前贈与・相続
	酒井 和義	 酒井行政書士事務所	
	山下 千秋	 山下総合行政書士事務所	
中小企業 診断士	片桐 理恵	 合同会社VTG	経営の合理化 高付加価値化
	大橋 勝利	 大橋経営研究所	
	田口 昌則	 田口経営コンサルタント事務所	
社会保険 労務士	戸崎 正文	 戸崎正文事務所	人材の確保・育成 労働保険・社会保険 の導入

分野	氏名	所属	相談内容
社会保険 労務士	水野 宏昭	 水野社会保険労務士事務所	人材の確保・育成 労働保険・社会保険 の導入
	矢島 友幸	 矢島社会保険労務士事務所	
税理士	渡邊 利明	 税理士法人成和	記帳・申告 農業経営の法人化 (家族経営・集落営 農) 税務・経理全般
	和田 泰之	 和田泰之税理士事務所	
	田口 康生	 税理士法人双葉	
	大林 泰雄	 大林泰雄税理士事務所	
農業経営	田口 尊雄	 経営計画の作成 経営の診断と展開	経営計画の作成 経営の診断と展開
	遠山 敬司	 合同会社いちごいちえ総合経 営プランニング	
パソコン 農業簿記	野田 利幸	 ソリマチ(株)名古屋営業所	取引入力 決算・申告

- お住まいの「市町村農業委員会」まで、①ご相談内容、②ご希望のスペシャリスト、③ご希望の日時、④場所をご連絡下さい。日程等を調整させていただき、派遣いたします。なお、直前でのご希望には沿いかねる場合がありますので、2週間程度の余裕をもってご相談下さい。
- 平成26年度は、55回(個別相談45回、研修会10回)の派遣をさせていただきました。

「農の雇用事業」参加募集を開始しました!!

農業経営者の皆さまへ



平成27年度「農の雇用事業」 実施のご案内

「農の雇用事業」は、農業法人等が新たに雇用した雇用期間の定めのない正社員（雇用就農者育成タイプ）又は新たな農業法人の設立による独立を目指す者（法人独立支援タイプ）に対して、就農に必要な技術や経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を実施すること等に対して、研修生1人当たり年間最大120万円（2年間）を助成する事業です。

【事業の流れについて】

新規就業者(研修生)を雇用



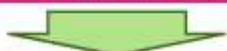
応募申請(※)



書類審査



審査結果通知



事業(研修)開始

〈募集時期〉

第4回 7/1～8/31 募集中
第5回 9/14～10/31 募集予定

〈助成金内訳〉

- ①新規就業者に対する研修費
(月額上限97,000円)
- ②指導者の技能向上のための研修費
(年間上限36,000円)

※ 本事業の対象となる研修生は、原則として、応募時点で当該農業法人等において正社員（「法人独立支援タイプ」の場合はこの限りでない）として就業を開始している必要があります。

ただし、当該研修生を、厚生労働省が実施する「トライアル雇用制度」を活用して雇用している場合及び全国農業会議所が実施している「農業インターンシップ」を活用して農業就業体験活動を実施している場合は、事業(研修)開始日までに正社員(期間の定めのない雇用契約)として雇用する予定であれば、応募時点で正社員になっていなくとも申請することができます。

助成内容

【助成額】研修生1人あたり年間最大120万円

＜内訳＞ ①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)

②指導者研修費 **年間最大36,000円**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円)

【助成期間】最長24ヵ月(法人独立支援タイプは最長48ヶ月)

事業参加に当たっての主な要件

【農業法人等の要件】

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- ② 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る「研修責任者」(原則として、農業経験が5年以上ある役員又は従業員)を置くこと
- ③ 研修生との間で、期間の定めのない雇用契約(正社員(法人独立支援タイプの場合はこの限りでない)。農業法人等の役員等は含まない。)を締結し、労働保険(雇用保険、労働者災害補償保険)に加入させること
- ④ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上(研修生が障がい者の場合は20時間以上)であること
- ⑤ 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと
- ⑥ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと

【研修生の要件】

- ① 本事業での研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員(法人独立支援タイプの場合はこの限りでない)としての採用日時点で原則45歳未満である者
- ② 過去の農業経験が5年未満であること
- ③ 農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)
- ④ 過去に当該農業法人等の正社員ではなかったこと

◆事業に関する問い合わせは **都道府県農業会議**へ

詳しくはインターネットで

URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/next/>

または **農の雇用** で検索!

県農業の未来を担う青少年 集まれ!!

～岐阜県農業大学校学生募集のお知らせ～

岐阜県農業大学校は、農業経営に必要な専門的知識や技術等の実践的教育を通じて、次代の農業・農村を担う青年農業者や、農村地域の指導者を養成する事を目的に、岐阜県が設置した農業専門校です。

合理的な農業経営を営む力を身につけたい方、実践的学習による先端技術の習得や創造力・企画力を養いたい方など、将来の農業の担い手を目指す、意欲ある青少年の皆さんの入学をお待ちしています。

＝平成28年度「岐阜県農業大学校」学生募集要項(抜粋)＝

- 募集学科 野菜・果樹学科、畜産学科(教育年限は2年間(全寮制))
- 募集方法等 推薦入試及び一般入試。募集人員は30名
- 試験科目 推薦入試：【小論文】、【面接】
一般入試：【筆記試験】必須科目(国語総合)、選択科目(数学Ⅰ・生物基礎・農業と環境のうち1科目)、【面接】
- 試験日程 推薦入試：10月23日(金) 願書受付：9/24～10/9
一般入試：1月22日(金) 願書受付：12/7～1/8
※欠員がある場合は2次募集があります。
- 授業料 年額69,120円(平成27年度の場合)
※全寮制のため、この他に食費、寮費が必要です。
- 特典等 (1)授業料免除の「特待生」制度あり
(2)「短大卒」の資格を有する者に準じた取り扱い
(3)在学中に、資格・免許の取得が可能：①農業機械士資格、②毒物劇物取扱者資格、③大型特殊免許(農耕車)、④けん引免許(農耕車)、⑤ボイラー取扱技能者資格、⑥危険物取扱者資格(丙・乙種)、⑦フォークリフト運転技能資格、⑧農薬管理指導士資格、⑨家畜人工授精師資格(平成29年度実施予定)

問い合わせ

■岐阜県農業大学校(高木)
〒509-0241 可児市坂戸938

電話 0574-62-1226

<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/nousei/daigakko>

編集
発行

岐阜県農業会議 会長 鷺見 郁雄

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階 TEL:058-268-2527

FAX:058-273-6177 E-mail: gifu@nca.or.jp ホームページ: <http://www.gifu-agri.jp>